

令和7年度

宇治市教育の重点（資料編）

計画推進の視点とポイント

「子育て」「創造」「挑戦」「共生」「循環」の視点を持ち、「家庭・学校・地域・社会」がそれぞれの役割を果たしながら、「子どものwell-being」を実現するという同じ目標に向かって協働すること



宇治市教育の方針

宇治市は、憲法と教育基本法に基づき、「第 2 期京都府教育振興プラン」を踏まえ、本市の歴史と伝統を次代に継承しながら「一人ひとりが輝き伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を誇りとする郷土愛をはぐくむことができる全人的な調和のとれた市民が育つ教育の充実を目指すものである。

本市では「第 2 次宇治市教育振興基本計画」を踏まえ、先進的な教育環境の充実を図り、地域コミュニティが一体となり、協働による絆を一層深めるとともに、「ふるさと宇治」の恵まれた自然や歴史遺産、伝統文化を基盤にして、一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せであるwell-beingの観点のもと、5つの視点（「子育て」「創造」「挑戦」「共生」「循環」）をもって取り組み、郷土を愛し、生涯にわたり学ぶ力と自ら行動する力を備えた、未来社会とあすの宇治、日本そして、世界を切り拓く市民が育つ特色ある教育を進める。

そのため、これまでに本市教育が構築してきた小中一貫教育を柱にした「学び」と「育ち」の連続性を高め、幼児期から小学校、中学校、さらには社会に繋がる「縦の接続」を深めることが重要である。同時に、家庭・学校・地域の連携・協働による「社会に開かれた教育」の実現を通して、宇治に育つ子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体のwell-being、文化の伝承、持続的発展に作用するためには、コミュニティ・スクールの推進、関係諸機関との連携等「横の連携」を強めることが重要である。

さらに、市民の主体的で自発的な学習活動が活性化され、世代や分野を越えて連携し、広がり、社会に還元されることにより、一人ひとりの活力が「あすの宇治」の創造に発揮される生涯学習社会を目指す。

宇治市教育委員会は、京都府教育委員会との連携・協力のもと、学校を支援するとともに、今後の教育施策に関する基本的な方針を定め、具体的な実践を進める。

目 次

1 令和7年度の重点取組事項	1
2 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進	2
施策1 自律的かつ協働的な学びの創造	
3 学習指導	4
4 宇治学(総合的な学習の時間)	6
5 図書館教育	7
6 文化芸術活動	8
7 情報教育	9
8 環境教育	10
9 国際理解教育	11
10 へき地教育	12
施策2 多様性を尊重し包容力のある人間性の涵養	
11 人権教育	13
12 道徳教育	15
13 キャリア教育	16
14 特別支援教育	17
15 幼児教育・保育	18
16 生徒指導	20
施策3 しなやかで健やかな身体の育成	
17 体育・スポーツ活動	21
18 健康安全教育・食育	22
施策4 学びを促す学校内外の環境整備	
19 教職員の資質・能力の向上	24
施策5 家庭・学校・地域の連携・協働促進	
20 家庭・地域の教育力の向上 ～コミュニティ・スクール～	25
施策6 市民が学び合う生涯学習社会の進展	
21 市民が学び合う生涯学習社会の進展	26
22 人権教育の幅広い展開	27
施策7 歴史と文化の継承・活用	
23 歴史と文化の継承・活用	28

1 令和7年度の重点取組事項

学校教育

学力の充実・向上

- 「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」の着実な実施による全ての子どもたちが活躍する「主体的・対話的で深い学び」の実現
- 子どもたち個々の状況・状態を把握し、誰一人取り残さないための具体的な支援・手立ての実施
- ICTの効果的な活用による授業改善

不登校対策の充実、いじめ対策の推進

- 児童生徒の「自己指導能力」の育成
- 自分自身の大切さと他の人の大切さを認めることができる人権教育の展開
- 魅力ある学校づくり
- 学校の組織的な対応力の充実
- 教職員に求められる資質能力の育成

インクルーシブ教育の推進

- 「全ての教員による特別支援教育」の推進と教職員の意識改革・向上
- 特別な支援を要する幼児児童生徒に対する指導及び支援の充実
- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用及び日々の実践を踏まえた定期的な検証による切れ目ない支援の充実

保幼小連携・接続の推進

【架け橋ブロックを生かした】

- 施設類型を越えたネットワークの構築
- 連携・協働によるスタートカリキュラムや架け橋期のカリキュラムの作成(改訂)・実践・改善

社会教育

家庭・学校・地域の連携・協働促進

- 子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、地域全体で青少年の健全育成の取組を推進

生涯学習環境の充実

- 生涯にわたり学びを続けて社会で活躍できるよう、情報リテラシーやデジタルスキルの向上を支援する講座に取り組み、時間的・空間的制約を超えて学習できる環境づくりを推進するとともに、生涯学習情報の発信強化や社会還元の機会を充実

図書館サービスの充実

- 生涯にわたる読書や学びを支援するため、資料の充実やICT化の推進、非来館型サービスの拡大など、さらなる図書館サービスを充実

歴史と文化の継承・活用

- 史跡の整備や文化的景観の保全をはじめとする文化財行政の推進と、宇治の歴史・文化を守り伝える史料の収集・保存・活用

2 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進



義務教育9年間を通して、児童生徒の発達段階に応じた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行うことにより、学力の充実・向上を図るとともに豊かな人間性や社会性をはぐくみ、「つながりとふれ合いの中で愛情や信頼を感じ、たくましく、仲間と高めあう宇治市の子ども」を育成する。

(1) 9年間を見通した子どもの育ちと学びのつながり

- ◆子どもにとって、より良い育ちの場をつくる
- ◆より良い学びとなるよう、子ども自身に見通しをもたせた教育活動を行う
 - 小中一貫教育ラーニングコーディネーターが要となり、構築した体制を活用した学力向上に関する取組を企画実行するとともに、「義務教育9年間の円滑な接続に配慮した年間指導計画(宇治スタンダード)」に基づき、小学校と中学校の各指導内容を9年間のまとめりとしてとらえ、内容の系統性や児童生徒の発達の段階を踏まえ、系統的・継続的な学習指導を推進する。
 - 「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」による学力の充実向上を図るため小中一貫教育ラーニングコーディネーターは、各中学校ブロックで共通の児童生徒の学力課題を明確にし、9年間の学びを見通した学力対策の推進を図る。
 - 小学校においては、専門性を活かした交換授業や専科指導により、学習意欲の向上と学習内容の定着を図る。

(2) 連続性のある子ども理解と生徒指導

- ◆児童生徒を小中の教職員が相互に理解し、共通の姿勢で指導する
- ◆切れ目のない支援で子どもの育ちを支える
 - 各ブロックにおける児童生徒理解や支援に関わる部会の情報共有を日常的に行い、小中の接続を強化する。
 - 地域や関係機関と連携して多角的な視点での児童生徒理解を進め、就学前および将来をも見通した切れ目のない連続性のある支援・指導を進める。

(3) 指導や支援に磨きがかかる教職員の連携と協働

- ◆組織的に取り組む
- ◆ブロックの教職員の実践力を向上させる
 - ブロック校長会の方針の下、ラーニングコーディネーターを要として、義務教育9年間の教育目標や課題を明確にした「ジョイントプラン」を策定し、教職員の協働による教育活動を展開する小中一貫教育を一層進める。
 - 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、家庭学習とも関連付けながら学習習慣を身に付けさせ、学びに向かう意欲を向上させることを目指して、中学校ブロックにおける「いしずえ学習」の取組を推進する。
 - 「宇治学」(総合的な学習の時間)については、「宇治学」副読本を活用し、地域との関わりや小学校間・中学校間の関連性や小中学校間の系統性を高め、児童生徒が探究的に学習を進められるよう、中学校ブロックにおける取組を推進する。
 - 学力の定着と充実・向上を柱とした小中一貫教育の推進に向け、各課題解決に向けブロックで授業研究会や小中合同研修会を実施し、9年間の学びを見通した授業を行う。

(4) 家庭・学校・地域でつくる育ちの輪

- ◆地域、保護者とともに子どもの育ちを支える
- ◆地域が軸となり、小中学校、児童生徒をつなぐ
 - 家庭においても、児童生徒が主体的に学習に取り組める環境の構築に向けて、学校と家庭が連携・協力し、生涯にわたって自ら学び続ける学習習慣の定着を図る。

- 地域とのつながりを大切に、家庭・学校・地域が協働で取り組み、子どもたちに豊かな環境での学びの場を提供し、自尊感情や自己有用感を高める。
- 様々な実践を、小中一貫教育の取組として「見える取組」となるよう広報誌の発出や学校ホームページに加え、各種団体が発行する機関誌等も活用し、適時性のある積極的な情報発信となるよう工夫する。
- 地域、保護者からの意見や考え等も大切に、アンケートを実施するなど積極的に情報収集を行い、双方向型の取組を進める。

3 学習指導



学習指導要領に掲げる、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を涵養する。

また、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を組み合わせた教育活動を行う。

小中一貫教育を推進し、中学校ブロック児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、学習意欲の向上や基礎・基本の徹底、教科・領域における言語活動の充実等、学力の充実・向上のため連携し組織的に授業改善を推進し、さらに、指導と評価の一体化を推進するため、学習指導要領に示す目標に準拠した評価を着実に実施する。

(1) 指導計画の充実と活用

- 学習指導要領に従って編成された教育課程に基づく指導を適切に実施し、児童生徒の実態に応じた効果のある授業改善を図ることで、学力の重要な要素「基礎的・基本的な知識・技能」「知識・技能を活用して課題解決をするために必要な思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」をバランスよく育成し、学力の向上を図る。
- 宇治市教育委員会及び宇治市校長会の協働により策定した「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」に基き、すべての小・中学校において学力の充実・向上に向けた取組を推進する。
- 「義務教育9年間の円滑な接続に配慮した年間指導計画(宇治スタンダード)」を基本に、中学校ブロックや各校の特色を活かした指導計画の作成とその実践に努める。
- 指導計画に基づく計画的な指導を進めるとともに、授業の振り返りと修正を積み上げ、指導計画や単元構想、指導方法の工夫改善等につなげる。

(2) 指導方法の工夫改善と学習習慣の定着

- 「中学校ブロック小中一貫教育推進計画(ジョイントプラン)」に基き、小・中学校教員の協働による義務教育9年間を見通した指導の充実に努める。
- 少人数学級、少人数授業、小学校教科専科授業など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導を一層充実させ、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- すべての学力の基盤となる「国語」の力(読み解く力・書き表す力)の充実・向上を図るため、特に、多様な子どもたちへの具体的な支援を通じて、誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限伸ばすことに着目し、各教科等における言語活動の充実を図る。
- 外国語活動及び外国語科では、言語活動を通して児童生徒のコミュニケーションを図る素地及び基礎となる資質・能力を育成することを目指す。
- 全国学力・学習状況調査、京都府学力・学習状況調査、宇治市統一学力調査(学びのステップアップ)などを活用して学力・学習状況の的確な把握と分析を行い、指導の工夫改善に活かす。
- 単元を見通した指導計画・評価計画づくりを行い、特に各授業では、「めあての共有」と「学びの振り返り」を基本とし、各教科等の特性や児童生徒の実態を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた効果的な指導方法についての研修を進め、授業改善に取り組む。
- 学習用タブレット端末をはじめとするICTを効果的に活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた指導を進める。
- 子どもの知的好奇心を高め、意欲を持って取り組めるよう、「授業を活かす家庭学習」「授業に活かす家庭学習」の検討に努める。また、継続して取り組めるよう、家庭と連携を図る。
- 学力調査による、学力分析データを活用し、低学年から強みと弱みを把握して、基礎的・基本的な内容の確実な定着と、家庭での学習習慣の確立に取り組む。

(3) 学習評価の改善

- 児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにする。また、各教科等の評価規準に基づき、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価することで、学習意欲の向上や資質・能力の育成に活かす。
- 学習評価を実施するにあたり、児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善を図る。
- 各校は、評価規準や評価方法等の明確化を図り、実践事例を蓄積する。さらに、保護者への積極的な情報提供を図るなど、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進する。

4 宇治学(総合的な学習の時間)



本市では学習指導要領における「総合的な学習の時間」を「宇治で学ぶ、宇治を学ぶ、宇治のために学ぶ」というコンセプトに基づく「宇治学」として再構成している。探究的な学習をととして、地域社会の一員としての自覚を持って、「ふるさと宇治」の諸課題に目を向け、主体的・創造的・協働的に課題解決に取り組むことにより、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成に努める。

- (1) 「総合的な学習の時間」で育成する資質・能力(学習指導要領)を具現化するための探究的な学習
 - 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
 - 実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
 - 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさをいかしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
- (2) 「宇治学」副読本の活用による探究的な学習の充実と小中一貫教育の推進
 - 4つの学習過程(課題設定・情報収集・整理分析・まとめ表現)による、探究的な学習の方法を学ぶことをととして、他教科へ波及できるようにする。
 - 抹茶体験をはじめとする体験活動の充実を図る。
 - 学習用タブレット端末を軸としたICTの積極的な活用を取り入れながら、児童生徒が主体的・協働的に課題解決を図ろうとする体験的・探究的な学習活動の充実に努める。
 - 各校の特色ある取組を継承しつつ、地域や学校、児童生徒の実態等を考慮した中学校ブロックでの実施計画を作成し、地域との関わりや小学校間の関連性、小・中学校間の系統性を高める。
 - カリキュラムの見直し・改善を図り、中学校ブロックにおける連携した取組の充実に努める。
- (3) 地域や関係諸機関との連携
 - 各校の「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の特色・人材・産業・自然等を生きた題材として、創造的かつ体験的な学習を進める。
 - 「ふるさと宇治」の担い手である児童生徒が、地域に関わる活動を通して、地域から学び、自己の生き方についても考えることができるようにするため、地域・関係機関との連携を図りながら地域教材の開発に努める。
 - 地域のよさや特色、「ふるさと宇治」をよりよくしていこうとする人々の努力を学ぶことにより、本市や地域への愛着心と社会参画意識を育成する。

5 図書館教育



学校図書館法及び学習指導要領の趣旨並びに「宇治市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」を踏まえ、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう計画的に利活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努める。また、学校は学校図書館が機能を十分に発揮できるよう、司書教諭や学校図書館担当教員と学校司書との連携・協力体制を構築し、学校図書館長の役割も担う校長のリーダーシップのもと、組織的・協働的に取り組むことにより、児童生徒の質の高い学力と豊かな人間性の育成に努める。

(1) 推進計画等の充実

- 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう、各教科・領域等の年間指導計画へ学校図書館の活用を適切に位置付け、児童生徒の学校図書館を活用した学習の推進に努める。
- 児童生徒が自ら進んで読書に親しみ生涯にわたる読書習慣を身に付けるために「宇治市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」を踏まえ、各校の「読書活動推進計画」を策定するとともに、司書教諭等をはじめ全ての教職員が連携して、読書活動の充実に努める。

(2) 「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能充実と利活用

- 児童生徒の読書に対する興味・関心を引き起こし、読書ができる力をはぐくみ、読書習慣を身に付けさせる読書指導の拠点として学校図書館の活用を図る。
- 児童生徒の学習活動を支援したり、各教科・領域における学習を深め広げたりできるよう、学校司書を授業等において積極的に活用するとともに、宇治市図書館などの公共図書館との連携を図る。
- 各教科・領域での学習において、課題解決的な学習や探究的な学習活動を通して、児童生徒が主体的に情報を収集・選択・活用する情報活用能力の育成を図るため、学校図書館の積極的な活用を図る。
- 3つのセンター機能を発揮するため、児童生徒の発達段階を踏まえ、教育課程の展開に寄与できる図書館資料や環境の充実に努める。

(3) 組織的な学校図書館運営

- 学校図書館がその機能を十分に発揮するために、司書教諭や学校図書館担当教員及び学校司書の役割及び職務分担について共通理解を図る。また、地域の実状を踏まえつつ、学校図書館ボランティア等の積極的な活用を図る。
- 学校図書館は、児童生徒や教職員が自由に利用できるよう、感染症対策を講じながら貸出機能の維持に努めるとともに、在校時間帯の開館延長に努める。

6 文化芸術活動



豊かな情操と創造力に富む人間形成を目指し、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって文化芸術を愛好する心情をはぐくむ。また、我が国や「ふるさと宇治」の伝統文化の継承、発展及び新しい文化芸術の創造と発信に貢献する児童生徒の育成に努める。

(1) 指導内容の充実

- 教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな感性と創造性の育成に努める。
- 各種の文化芸術事業や発表会などへの積極的な参加を通して、文化芸術への関心や表現能力・鑑賞能力の伸長に努める。

(2) 地域における伝統文化等の活用

- 本市の文化財をはじめ、宇治市歴史資料館や宇治市源氏物語ミュージアム等の教育的機能を活用した「ふるさと宇治」についての学習を積極的に推進する。
- 「宇治学」(総合的な学習の時間)を中心に、地域における伝統文化を活用した探究的な学習を充実させる。
- 授業や部活動などにおいて、優れた地域の芸術家や文化芸術活動の指導者、文化財保護に携わる関係者などと教職員が協力、連携して指導する取組を推進する。
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、文化芸術等に親しむ機会の確保に努める。

(3) 伝統文化の継承、発展と文化芸術の創造

- 「宇治学」(総合的な学習の時間)の取組を通して、文化財の保護、活用及び伝統文化の継承、発展に貢献する心情を育てる。
- 我が国及び諸外国の文化芸術を理解・尊重し、異文化との融合や新しい文化芸術の創造と発信に貢献する児童生徒の育成に努める。

7 情報教育



高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、児童生徒の発達段階に応じ、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に沿って「情報活用能力(情報モラルを含む)」の育成を図るとともに、学習用タブレット端末をはじめとするICT(情報通信技術)を効果的に活用した児童生徒の個別最適な学び、協働的な学びを推進し、「主体的・対話的で深い学び」の授業の実現に努める。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」の示す基本理念の実現に向け、校内での推進体制の構築に努めるとともに、宇治市教育DX計画に沿った教育実践を行う。

(1) 指導計画及び指導内容の充実

- 教育活動全体を通じて学習能力の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けられた「情報活用能力(情報モラルを含む)」の育成を図るため、各教科・領域等の学習内容と情報教育の目的や内容を関連付けた年間指導計画を作成し、総合的・系統的・計画的な指導に努める。
- 学校や地域の実態を踏まえ、情報に関するルール・マナーなど、発達段階に応じた情報モラルやネット犯罪についての指導の充実を図る。とりわけ、学習用タブレット端末・スマートフォン・ゲーム機などインターネットに接続できる機器を使用するときの情報モラルについて指導を徹底する。
また、学校全体で体系的な指導に取り組むとともに、家庭への啓発や地域、関係諸機関とも連携した取組を進める。
- 各教科等の指導に当たっては、学習用タブレット端末等のICTを児童生徒に積極的かつ効果的に活用させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現や「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた指導方法の工夫改善を図りながら、児童生徒の学力の充実・向上に努める。
- 小学校でのプログラミングの体験を通してプログラミング的思考を身に付けるための学習活動や中学校でのプログラミングに関する学習活動を計画的に実施することで、義務教育9年間を見通したプログラミング教育の充実を図る。

(2) 学校の情報化の推進

- 改訂された「宇治市学校情報セキュリティポリシー」や「宇治市教育情報ネットワーク利用要項」を遵守して、教育DXの計画に沿った、学校における教育の情報化を推進する。
- 学習用タブレット端末を効果的に活用した授業実践の推進に努めるとともに、学習履歴の蓄積・活用に努める。
- 学校からの積極的な情報発信のために、ホームページの充実に努めるとともに、保護者連絡システムを活用し、学校と家庭との連絡のペーパーレス化を進める。
- 個人情報の厳正な取扱い及び管理の徹底を図るなど、情報セキュリティ対策の確立と教職員の意識の醸成を図る。

(3) 教職員研修の充実

- 各校で情報教育を担当する教員を中心に校内研修等を実施し、推進校や自校の実践例や効果的な活用方法の交流に努め、すべての教員が学習用タブレット端末を軸としたICT活用指導力の向上を図る。
- 児童生徒のインターネット等の安全利用について必要な知識を身に付けられるよう、著作権・肖像権・個人情報など情報モラル教育に関する研修を充実させることで、教職員の情報モラルへの意識・指導力の向上を図る。
- 学習指導要領で示された「プログラミング教育」の実現に向けて、児童生徒にはぐくむプログラミング的思考の意義や授業の工夫・在り方などについての研修を通して指導力向上に努める。
- 教育DX計画に沿った業務フローの変更に関する研修を実施し、次世代の教育のICT化に対する意識の醸成を図る。

8 環境教育



身近なことから環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、自らのこととして課題を理解し、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的かつ積極的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。

そのため、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒の発達段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。

(1) 年間指導計画の作成とその実践

○各教科及び領域の指導内容と関連付けた年間指導計画のもと、取組の充実を図る。

(2) 指導内容の充実

- 年間指導計画に基づき、総合的・系統的な指導に努める。
- 児童生徒や地域の実態を踏まえ、体験学習や問題解決学習を取り入れるなど、SDGs(持続可能な開発目標)に掲げた開発目標について、児童生徒が自らのこととして課題を理解し、主体的に取り組めるように指導方法を工夫するとともに、とりわけ小学校においては、「宇治学」副読本を活用した探究的な学習を進める。
- ごみの減量化や分別収集、節水・節電、食品ロス削減などの活動を進めることにより、幼児児童生徒の環境に対する豊かな感受性と環境に配慮した生活や行動ができる態度の育成に努める。

(3) 家庭、地域、関係諸機関との連携

- 地域のクリーン運動などの取組への積極的な参加を図る。
- 自然とふれあい、環境の保全など環境問題に関心を持ち、主体的に行動する実践的態度を育成する機会として、宇治市総合野外活動センター(アクトパル宇治)等の活用を図る。
- 自然調和型社会、低炭素社会及び資源循環型社会づくりを目指し、校種間や家庭、地域及び関係諸機関との連携を図り、それぞれの教育機能を活かした環境教育の推進に努める。

9 国際理解教育



国際社会に主体的に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、諸外国の文化や伝統を理解し尊重する態度を育成する。

(1) 指導計画の作成とその実践

- 各教科、領域の年間指導計画との関連を図り、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践に努める。

(2) 指導内容の充実

- 自分の考えを持ち、相手に伝わるように表現しようとする態度や相手を尊重する態度を養うとともに、英語指導助手(AET)の活用を図ることで、外国の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努める。
- 諸外国の異なる文化や伝統、価値観等をもつ人々を受容し、尊重する態度を育てる。
- 国際化が進展する中、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てる。
- 帰国・外国人児童生徒については、学校生活への適応を図り、外国における生活経験をいかすなど適切な指導に努める。
- ICT 環境が整う中、ICT 機器を活用した情報収集や情報発信、オンライン交流学习など ICT を活用した国際理解教育を推進する。

(3) 教職員研修の充実

- 我が国の文化と伝統及び諸外国の文化や伝統について理解を深めるなど、国際理解教育の研修を計画的・系統的に行う。

(4) 地域や関係諸機関との連携

- 地域の人材の活用などを通して、地域や関係諸機関との連携を図る。
- 「宇治市帰国・外国人センター校制度」の活用を図る。

10 ヘキ地教育



ヘキ地、小規模及び複式形態の特性を生かした教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、確かな表現力、豊かな社会性及びたくましい実践力を身に付けた児童の育成を図る。

(1) ヘキ地、小規模の特性を踏まえた指導の充実

○探究学習を軸に、個別最適な学習と協働的な学習の一体的な推進を図り、主体的に学習する意欲と態度を育て、学力の充実・向上に努める。

(2) 複式学級の指導の工夫

○児童の実態を把握し、効果的で効率的な指導計画を作成するとともに、指導方法や指導形態の工夫改善に努める。

(3) 地域の特性を生かした教育の推進

○恵まれた自然や地域の素材を積極的に活用する。

○地域住民との交流を通して地域を愛し、地域の自然・歴史・伝統を大切にする児童を育てる教育を進める。

(4) 交流学习の推進

○全校集会や全校活動などを通して、より大きな集団での活動を計画的に進める。

○近隣の小・中学校や小規模校、社会教育関係諸機関との多様な交流学习の推進に努める。

(5) 教職員研修の充実

○ヘキ地・小規模・複式学級という特性を生かした教育活動を進めるための研修の充実を図る。

11 人権教育



教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、基礎学力の定着や希望進路の実現に努めるなど、一人ひとりを大切にされた教育の推進を図る。また、差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、基本的人権の尊重や部落差別（同和問題）、いじめ、障害者差別、ヘイトスピーチ、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、インターネット社会における人権の尊重、子どもの貧困、ヤングケアラーなど多様化・複雑化する人権問題の解決に向けて児童生徒の正しい理解や認識の基礎と人権尊重の態度や実践力を培う。また、教職員の人権意識の高揚を図る。

(1) 推進計画・指導計画の充実・実施

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめ、京都府教育委員会の「人権教育を推進するために」や「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」の趣旨を踏まえ、部落差別（同和問題）を人権問題の重要な柱として位置付けた人権教育推進計画を作成する。
- 校長のリーダーシップのもと全校推進体制の充実を図り、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら実践に努める。
- 学年別年間指導計画においては、普遍的視点からのアプローチと個別的視点からのアプローチを効果的に配した計画になるよう改善を図り、確かな実践に努める。
- 校種間及び学校間での連携を進めて、児童生徒の発達段階に即した義務教育9年間を見通した体系的・計画的な学習プログラムの構築に努める。

(2) 教育の機会均等と希望進路の実現

- 生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、日常的、継続的な家庭及び関係諸機関との連携を進め、児童生徒の実態を正確に把握し、個に応じた指導を進め、基礎学力の定着と希望進路の実現に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる能力を身に付けさせる。
- 困難な状況に置かれた児童生徒については、家庭との連携を強化し、個々の課題に即したきめ細かな指導を進めるなど、学力の下支えを行う。

(3) 人権尊重の態度や実践力の育成を図る指導の充実

- 生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培う教育活動を進める中で、自尊感情や自己有用感を高め、互いの個性や価値観の違い、多様性を認め合い、他者を尊重する態度をはぐくむ。
- 京都府教育委員会作成の人権学習モデルカリキュラム集などを活用し、人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培うとともに、主体的・対話的で深い学びの視点や、参加型の学習を取り入れ、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、学校全体で組織的に人権学習の充実を図る。
- いじめについては、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識のもと、未然防止に取り組む。

(4) 教職員研修の充実

- 京都府教育委員会作成の「教職員人権研修ハンドブック」や「コンプライアンスハンドブック」など、いじめや体罰、ハラスメント行為に関する研修資料を活用し、自己の人権意識を振り返り、正しい知識に基づく人権意識の高揚を図る。
- 同和教育の中で積み上げられてきた成果（長欠・不就学の解消、高校・大学進学率の向上、就職における統一応募用紙の作成など）と手法（個に応じたきめ細かな指導、推進体制の確立、家庭や地域社会との連携など）への評価、及び令和3年度実施の「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果を踏まえ、差別の解消に向けた人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上を図る研修を日常的かつ系統的に行う。
- いじめ、障害者差別、ヘイトスピーチ、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、インターネット社会における人権の尊重、子どもの貧困、ヤングケアラーなど個別の人権に関わる課題に対する実

践力・指導力の向上に努める。

(5) 家庭・地域・関係諸機関との連携

○家庭や地域との密接な連携のもと、人権学習の公開を行うなどの取組を一層進める。

○社会教育関係団体や関係行政機関との連携を強化し、地域との深い信頼の基に実践を進める。

12 道徳教育



生命を大切にする心、人を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、児童生徒の実態を考慮し、義務教育9年間を見通しながら、教育活動全体を通じてよりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図る。特に、「特別の教科 道徳」(以下、「道徳科」という)においては、各教科等と密接な関連を図りながら児童生徒の道徳的な心情を豊かにし、判断力を高め、実践意欲と態度の向上を図ることによって道徳的实践力の育成に努める。

(1) 推進体制の充実と指導の徹底

- 校長の方針を明確にし、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、全教職員が協力して道徳教育を展開する。
- 道徳教育の全体計画と別葉、道徳科の年間指導計画の改善と充実を図るとともに、道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにする。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意しながら指導の徹底に努める。

(2) 指導方法の工夫改善

- 創意工夫を生かした社会奉仕体験や自然体験などの豊かな体験活動及び規範意識を行動につなげる「法やルールに関する教育」などを展開し、児童生徒の道徳性を育てる。
- 道徳科を要として、多様な読み物資料を生かした指導、体験の生かし方を工夫した指導、家庭や地域との連携を図った指導など、指導方法を工夫して学習指導を展開し、児童生徒の内面に根ざした道徳的实践力の育成に努める。
- 教科書、その他の学習資料(京都府独自の心の教育学習資料集「京の子ども 明日へのとびら」等)を適切かつ効果的に活用するとともに、内容項目に沿った指導資料を整える。

(3) 教職員研修の充実

- 中学校ブロックにおける学校間の連携を一層進め、義務教育9年間を見通しながら指導内容の関連性や系統性を重視するとともに、各教科等と関連をもたせた総合単元的な道徳学習など、児童生徒の心に響き、道徳的価値の内面的な自覚を促す指導方法の研修を計画的に行い、道徳科を要とする道徳教育の充実に努める。
- 発達の段階や特性を考慮し、課題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れた指導方法を工夫するための研修に努める。
- 道徳科の指導において「考える道徳」「議論する道徳」への指導方法の質的転換を図るとともに、一人ひとりのよさを伸ばし成長を促すために組織的・計画的な評価の研修に努め、自他を大切に、生命を大切にする心、人を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の取組を推進する。

(4) 家庭・地域との連携

- 道徳科の授業の積極的な公開や情報発信等により、道徳教育に対する家庭や地域の理解を深める。
- 家庭や地域と一体となって、好ましい人間関係、豊かな心や公共の精神等の道徳性など社会に参画するための力を養う道徳的实践力を育成する環境づくりに努める。

13 キャリア教育



児童生徒の学校での学習と自分の将来との関係を見通しながら、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ全教科を通してキャリア教育の充実を図る。とりわけ、中学校においては、生徒自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて組織的かつ計画的な進路指導を推進する。

(1) 指導計画の充実とその実践

- 児童生徒が自らの生き方や将来について考え、「自分らしい生き方」と「社会的・職業的な自立」に向けて、必要な基盤となる資質・能力を育成するため、義務教育9年間を見通した全体計画、年間指導計画に基づき、組織的・系統的な指導・援助の充実に努める。
- 育成する必要な能力とは、「基礎的・汎用的能力」である。「基礎的・汎用的能力」とは、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。このことを踏まえて資質・能力の育成に努める。

(2) 指導内容の充実

- 自己の特性に気付かせるとともに、他者のよいところを認め合う態度の育成に努める。
- キャリアカウンセリングや児童生徒が活動を記録し蓄積する教材（いわゆるキャリア・パスポート）等の活用を通して、児童生徒を多面的に理解するとともに、主体的な進路選択をしようとする意欲や態度を育てる。
- 地域の教育力や学校図書館、「宇治学」副読本等を活用し、仕事や職業に関する探究活動や体験活動、職場体験などの啓発的経験を得させる活動を充実する。
- 希望進路の実現を目指す学力の充実・向上を図る取組を推進する。
- 進路情報を幅広く収集整理し、積極的かつ適正にその活用を図る。
- キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を図るため、人間としての在り方・生き方にかかわる指導についての研修を組織的・計画的に実施し、指導力を高める。

(3) 家庭・地域、関係諸機関との連携

- 校内体制を確立し、家庭や地域、関係諸機関との連携を深める。

14 特別支援教育



共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けて、「全ての教職員による特別支援教育」を推進し、発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ、学習上又は生活上の困難の改善・克服を図り、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

(1) 一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた教育の充実

- 障害のある幼児児童生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じて、ICTの活用を含む指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態を的確に把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導目標・内容・方法を検討して個別の指導計画を作成し、活用に努める。その際に、本人・保護者との合意形成を図り、合理的配慮を踏まえた指導を進める。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の機能を生かし、宇治市や特別支援学校等の巡回相談や通級指導教室の相談機能、いきいき学級支援員等を活用するなど、教職員の共通理解のもと、学校全体として支援する校内体制の充実を図る。
- 医療的ケア児を含む障害のある幼児児童生徒には、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係諸機関との連携を図り、長期的な視点で切れ目ない教育的支援を行うため、個別の教育支援計画を作成し、活用に努める。
- 特別支援学級、通級指導教室で学ぶ児童生徒に対しては、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、障害の状態に応じた自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成し、校内での連携を大切にしながら、持てる力を最大限伸長できるように指導内容や指導方法を工夫する。

(2) 就学前からの一貫した相談・支援体制の構築

- 教育相談や就学相談を早期から継続して行い、就学に係る法令等を理解し、保護者との信頼関係を深め、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズと必要な支援や「学びの場」について共通理解を深める。
- 就学や進学及び就労の際には、保護者や本人と確認して作成した個別の教育支援計画や移行支援シートを活用し、指導や支援の内容等について引き継ぎを行い、幼児期から生涯にわたる切れ目ない支援の充実に努める。特に保育所(園)、幼稚園、認定こども園、各学校、特別支援学校、医療、福祉など関係諸機関との連携を進める。

(3) 理解教育と交流及び共同学習の推進

- 共生社会の実現に向けて、医療的ケア児を含む障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための理解教育を推進する。その際、地域社会の一員として多様性を尊重し、互いに認め合う好ましい人間関係の育成や啓発に努める。
- 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮し、交流及び共同学習のねらいを明確にし、計画的、組織的、継続的に推進する。

(4) 教職員の指導力、専門性の育成

- 全ての教職員が、発達障害等に関する基礎的な知識を習得し、学習指導要領に示された学びの困難さに応じた指導を実践できるように、保育・授業のユニバーサルデザイン化やICTを効果的に活用するなど、学級経営を含む指導・支援の工夫改善を図る。また、医療的ケアに関する理解を深める。
- 特別支援教育コーディネーターや通級指導教室担当教員、特別支援学級担任は、各園・校の特別支援教育推進の中核として、基本的な法令等を理解した上で、インクルーシブ教育システム構築に向けて、時代の変化に応じた相談・支援が行えるように専門性の向上に努める。

15 幼児教育・保育



幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを通しての指導を中心として、幼児期にふさわしい生活の展開や一人ひとりの発達に応じた総合的な指導を通して質の高い幼児教育・保育を進め、人格形成の基礎を培う。

そのため、教職員は幼児並びに家庭との信頼関係を十分に築き、よりよい教育・保育環境を創造するよう努める。

(1) 自発的な活動としての遊びを通した資質・能力の育成

- 幼稚園教育の基本等を踏まえ、小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育・保育活動を展開し、幼児教育・保育においてはぐくみたい資質・能力をはぐくむことを重視する。
- 資質・能力は、5領域のねらい及び内容に基づき、各就学前施設が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する教育・保育活動全体によってはぐくむことを重視する。
- 実際の指導場面においては、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を個別に取り出して指導するのではなく、遊びを通した総合的な指導の中で一体的にはぐくむよう努める。

(2) 小学校教育との連携・接続の推進

- 幼児教育・保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことを重視する。
- 幼児教育・保育においてはぐくまれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。
- 小学校と連携・協働し、育ちと学びの連続性を踏まえたカリキュラムの作成(改訂)・実践・改善に努める。
- 宇治市乳幼児教育・保育支援センター(令和7年度開設)と連携した保幼小連携・接続を進める。

(3) 情報機器の活用

- 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、タブレットなど情報機器を活用する際には、園の生活では得難い体験を補完し、幼児にとって豊かな生活体験として位置付けられるかといった点を考慮し、使用目的や必要性を自覚しながら活用していくことを重視する。
- ホームページや動画アプリ等を活用して、園生活の様子を知らせる等保護者への情報発信に努める。

(4) 特別支援教育の充実

- 障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことを重視する。
- 家庭・地域及び医療や福祉等関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める。また、就学する際には、移行支援シートを作成し在園中の支援の目的や教育・保育的支援の内容を伝えるなど活用することで切れ目ない支援に努める。

(5) 家庭・地域社会との連携

- 保護者の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子どものよりよい育ちを実現する方向となるよう努めるとともに、保護者自身が自分の子育てを振り返るきっかけをつくったり、子育てについて学ぶ場面をつくったりするなどして、家庭の教育力の向上に努める。
- 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭や地域社会と連携して教育・保育が展開されるよう努める。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子どもなどを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し豊かな生活体験をはじめ教育・保育内容の充実を図る。

16 生徒指導



児童生徒が自身を個性的存在と認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会資質・能力を身に付けることができるよう支えるとともに、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追及できるよう支えることに努める。

(1) 魅力的な学校・学級づくりの推進

- 児童生徒一人ひとりが自己存在感を感受し、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を広げ、児童生徒の自己指導能力の獲得を支える。
- 他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為等がなく、互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土の醸成に努める。
- 児童生徒理解を深めるとともに、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進め、学習指導との関連を意識しながら日々の教育活動の充実に努める。
- 教職員が児童生徒の権利について理解し、自らも人権尊重の理念等についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに児童生徒の「自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」を育てる。

(2) 適切な生徒指導の推進

- 問題行動や不登校などへの対応について、心理的・発達の理論に基づいて問題の見立てを行うアセスメントや指導場面での柔軟な対応力、学校内外の連携を可能にするコーディネート力などを備えることで、成長を促す指導や予防的な指導につなげ、組織的な生徒指導をすすめられるように努める。
- 小中一貫教育のもと、小学校と中学校が連携し児童生徒の特性や生徒指導上の今日的な課題等を共有し、児童生徒一人ひとりに適切な指導・援助が行えるように教職員研修を進めるとともに、教職員の指導力向上に努める。
- 宇治市学校支援チームをはじめとして、小・中学校に配置されているスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門性のある人材と積極的に連携・協働し、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導の充実に努める。

(3) 不登校児童生徒の自立支援の推進

- 不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持ち、不登校の背景にある要因を多角的・多面的に把握し、適切な支援につながる正確なアセスメントを行う。
- 不登校にならないための事前の働きかけとして「教育的予防」(未然防止)と「治療的予防」(初期対応)の2つの視点をもって不登校解消に向けて積極的に取り組み、「魅力ある学校づくり」を目指す。

(4) いじめ防止対策の推進

- いじめの実態を把握するため、児童生徒に対してアンケート調査を実施するとともに教職員が、児童生徒の些細な変化に敏感に気付くことができるよう校内研修を行うなど、いじめの早期発見、早期対応、再発防止に努める。
- 「学校いじめ防止基本方針」に従い、いじめの未然防止に努めるとともに、校内のいじめ防止対策委員会が、組織的にいじめの認知と対応を行い、実効的な機能が果たせるよう組織の運用を行う。

(5) 家庭、地域、関係諸機関との連携

- 家庭、地域、関係諸機関との連携を強化し、非行防止教室の積極的な実施や、情報モラル・薬物乱用防止についての指導を進める。
- 教職員は、児童虐待やヤングケアラーなどについて、発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見・早期対応に努めるとともに、関係諸機関との連携を図り適切な支援を行う。

17 体育・スポーツ活動



健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を培い、明るく充実した生活を営むため、生涯を通じて、体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てる。

(1) 学校体育の充実

- 体育・スポーツ活動を教育活動全体を通じて適切に行う。
- 豊かで楽しい運動経験を通した体力づくりの工夫に努める。
- 体育科の授業、体育的行事の指導については、健康や安全確保に留意し行う。とりわけ、中学校での武道の指導については、その特性を踏まえた指導の充実と安全確保の徹底に努める。
- 健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図る。

(2) 体力・運動能力の向上

- 運動することの楽しさや喜びを体験させるための機会や場の設定等、具体的な取組を進める。
- 「新体力テスト」等の結果をもとに、積極的に自己の体力・運動能力の向上に取り組めるよう指導と援助を行う。
- 中学校運動部活動においては、「宇治市部活動指導指針」に基づき、各部の特徴を活かした合理的でかつ効率的・効果的な活動となるように、内容や時間など適切に設定し、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した指導の充実に努める
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び「京都府学校部活動及び地域クラブ活動推進指針」を踏まえ、家庭、地域の指導者、校種間、地域のスポーツクラブ、競技団体等と連携を進め、運動やスポーツに親しむ能力や意欲の向上に努める。

18 健康安全教育・食育



児童生徒が生涯にわたっていきいきとたくましく生きるために、自分の心や体の健康に関心を持ち、また、そのための基盤として、健やかな心身の育成や自他の危険予測、危機回避の能力を高め、安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養う。

そのため、学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮して、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、組織的かつ計画的な取組を推進する。

(1) 保健教育と保健管理の充実

- 組織体制を整備し、児童生徒の実態に即した保健教育と保健管理を徹底する。
- 健康相談や日常的な観察の充実などによる児童生徒の心身の健康の保持増進に努める。
- 学校保健委員会を推進組織として機能させ、保健活動の充実に努める。
- 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、健康診断、環境衛生検査、保健教育及び教職員研修等に関する「学校保健計画」の改善に努める。

(2) 指導内容の充実

- 新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症に対する予防法を学ぶとともに、保護者向けの生活習慣に関する情報発信など、学校と家庭が連携し、基本的な生活習慣を子どもが身に付けるための取組を推進する。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、がん教育、献血推進活動等を、校種間や関係機関との連携により、組織的かつ計画的に推進する。
- 感染症や生活習慣病、アレルギー疾患など現代的健康課題に適切に対応する。
- 性に関する教育については、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした人間教育として捉え、系統的かつ総合的に推進する。

(3) 安全教育と安全管理の充実

- 安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養うため、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する安全教育と安全管理を推進する。
- 各教科や宇治学(総合的な学習の時間)での防災に関する学習や取組を通して、災害発生時であっても、児童生徒自身が正しく判断し、行動できる力を育成する。
- 交通安全教室(自転車を含む)や避難訓練等の実施を通して、自他の危険を予測し、自ら安全な行動や危険な環境の改善を行う能力と態度を育成する。

(4) 学校安全管理体制の充実

- 学校における児童生徒の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全教育及び教職員研修等に関する「学校安全計画」の改善に努めるとともに、地震や台風、大雨等による災害の発生を踏まえた「学校防災計画」の改善を図る。
- 「危険等発生時対処要領」や「震災発生時における基本対応マニュアル」などを検証し改善することにより、不断の安全対策を講じる。
- 教職員の危機管理意識を高め、あらゆる教育活動において安全確保に努める。
- 定期的な「学校安全管理委員会」の開催等により、保護者や地域諸団体、行政等の関係諸機関と連携を図り、地域ぐるみで児童生徒を守る取組の充実に努める。

(5) 食育の充実(食に関する指導の推進と衛生管理の徹底)

- 「食に関する指導計画」に基づき、家庭や地域社会と連携した食育を学校教育活動全体を通じて推進することで、児童生徒が食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるようにする。
- 学校給食などで地産地消を推進するとともに、行事食を提供するなど、食を通じて地域や伝統・文化への理解と関心を高めるよう努める。
- 「学校給食衛生管理基準」に照らして適切な衛生管理に努める。

19 教職員の資質・能力の向上



教職員は、不断の研鑽によって自己の人格の陶冶を図るとともに、その職務の遂行に当たっては、社会の変化を的確に把握し、学校教育に寄せられた期待に応えるよう努める。

そのため、教職員一人ひとりが、教職生活全体を通じて実践的指導力を高めるとともに、新しい時代の教育に対応できるよう学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、教材研究、学習評価の改善・充実や、教育課程を中心に学校の教育活動全体の質的な向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の実現のため、研修に主体的に取り組み、一人ひとりが学びの主体者として、職責、経験及び適正に応じた資質・能力の向上に努める。

(1) 学校の教育力の向上

- 校長・園長は、幼児児童生徒の実態把握と分析を進め、中学校ブロック等において課題解決に向けて、重点化・焦点化した研修を実施する。
- 校長・園長は、学習指導要領・幼稚園教育要領に則した校・園内研修の工夫改善を図るとともに研修成果を教育実践に生かし、学校の教育力の向上に努める。
- 校長・園長は、初任期育成研修及び中堅教諭等の資質向上研修などの趣旨を踏まえ、校・園内体制を整え、勤務校・園研修の充実に努める。
- 教職員は、幼児児童生徒や家庭・地域の学校教育に対する期待に応えるとともに、信頼関係を築くよう努める。
- 教職員は、宇治市教職員研修講座など公的研修の成果を個人のものとしてとどめることなく、校・園内研修等で共有化を図る。

(2) 自己研修の充実

- 教職員は、府及び市教育委員会が実施する研修事業や研修講座に積極的に参加する。
- 教職員は、自己研鑽の指標として京都府教育委員会の示す「京都府の教員に必要な 5 つの力」「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を活用する。
- 教職員は、専門職としての自覚を持ち、自らの課題を明らかにし、常に研鑽に励み、指導力の向上に努める。
- 教職員は、経験年数や職能、職務内容等に応じた多様な研修により、専門的知識、指導技術、幅広い教養を身に付け、あらゆる教育活動を通じて相互に資質・能力を高め合う。

(3) 研究活動の充実

- 公教育を進める研究会等は、教育委員会との連携を密にし、教育水準の維持・向上を図るため、それぞれの教育課題を踏まえた研究活動を推進する。

20 家庭・地域の教育力の向上～コミュニティ・スクール～



近年、家庭教育の充実と地域の教育力の活性化に向けた社会教育行政に対する期待が高まってきており、家庭・学校・地域の連携・協働や協力の促進が求められている。本市においても、子育てをする人の個別の学習のみならず、親どうしの連携や地域でのつながりを広げるための諸施策を展開し、教育の出発点である家庭の教育力向上に努めるとともに、小中一貫教育を推進する学校や地域諸団体と連携を図りながら地域の教育力向上に努める。また、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に行うコミュニティ・スクールを推進し、家庭・学校・地域が連携・協働した、子どもが健やかに育つ居場所づくり、安全・安心な地域づくりを進める。

さらに、あすの宇治を切り拓く青少年を育成するため、青少年の自主的な活動への支援や社会参加活動の促進に努めるとともに、京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」や本市の「第2次宇治市教育振興基本計画」をもとに、青少年の健全育成・社会環境浄化活動をより一層推進する。

また、「第2次宇治市図書館事業計画」及び「宇治市子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」に基づき、子どもの読書活動の推進や読書環境の充実を図る。

(1) コミュニティ・スクールの推進

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校運営協議会の質的向上を目指し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画する体制・仕組みを構築する。
- 学校運営協議会で共有したビジョンを具現化するために、家庭・学校・地域が連携・協働して、地域学校協働活動により、子どもたちの成長を支える取組や活動を推進する。
- ホームページや学校だより、また、各種団体が発行する機関誌等も活用し情報発信に努める。

(2) 家庭・地域の教育力の向上・充実

- 「まなび・生活アドバイザー」や「スクールソーシャルワーカー」、「家庭教育アドバイザー」の活用
- 子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座等の開催や子どもたちに安全で多様な体験を提供する事業の実施
- 保護者のための子育て教室や、児童生徒や保護者の悩みごとの相談等の充実
- 連合育友会の保護者の啓発・交流や子どもの健全育成のための取組推進
- 青少年健全育成協議会及び地域青少年健全育成協議会の取組と次世代の地域活動を担う人材育成のための活動推進
- 少年補導委員による補導活動や社会環境浄化活動による安全・安心な地域づくりの推進
- 市内3か所の青少年センター活動の充実

(3) 読書活動の推進

- 乳幼児から本にふれあうきっかけづくりの推進
- 家庭における読書活動の推進
- 学校司書やボランティアを活用し、学校も含めた読書活動に係る取組の充実
- 市立図書館等における、地域の子どもの読書習慣を身に付け、知的好奇心を高めるための取組
- 市立図書館と学校図書館の連携による、児童生徒の読書活動や学習の推進

21 市民が学び合う生涯学習社会の進展



「第2次宇治市教育振興基本計画」を指針として生涯学習施策を展開し、地域やまちづくりに対する市民の意識を高め、地域の発展に向け誰もが力を発揮できる生涯学習環境の整備を図る。

また、生涯学習を支える社会教育活動の振興を図るため、社会貢献意欲の高い人材の育成や、関係団体・組織への支援を進める。

さらに、社会教育活動・生涯学習活動によって得られた学習成果を活用して、市民の主体的・自発的な活動が社会に還元される仕組み・体制づくりに努める。

また、「第2次宇治市図書館事業計画」に基づき、図書館サービスの充実を図り、市民の生涯にわたる読書や学習の推進と地域文化の発展に努める。

(1) 生涯学習情報の的確な提供

- 市民が学んだ成果を地域や社会に還元する「市民が学び合う生涯学習社会」の進展
- 生涯学習活動情報を生涯学習や地域活動に取り組む市民から収集し提供する機会の拡充
- ICT 機器利用の得意・不得意によって生じる情報格差の解消
- 社会的少数者に関する取組の進展、多様性を認め合う共生社会の実現

(2) 生涯学習講座の充実

- 人生 100 年時代において豊かな人生を送るためのニーズに応じた学びの推進
- 学習拠点施設の特長をいかした独自の活動の充実
- ICT を活用した時間や場所にとらわれない学習環境づくりの推進
- 地域の特色をいかした学習講座の充実
- 子どもや若者が地域の課題解決に主体的に関わることができる機会の充実
- 人権教育及び人権啓発の視点を取り入れた学習講座の充実

(3) 市民・地域活動への支援

- 学習や活動をコーディネートする人材の育成や活用
- 豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材である社会教育士の資格取得の支援
- 大学等と協働した個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進
- 市民が企画・運営する事業の支援
- 「市民が学び合う生涯学習社会」を推進する仕組みの充実
- 市民が学習成果を社会に還元する機会の提供およびコーディネートの実施
- 障害のある人の社会参加を目指した学習活動の推進
- 多様な主体が協働し共に学び合う地域における豊かな学びの推進
- 豊かな生活を送るためのライフステージにおけるニーズに応じた学びの支援

(4) 生涯学習施設の機能拡充

- 市民要望に応える学習拠点施設の計画的な改修及び整備の推進
- 学校施設利用の利便性向上および計画的な改修及び整備の推進

(5) 質の高い生涯学習環境の推進

- 生涯学習審議会等の審議内容・研究報告を施策に活用した上質な生涯学習活動の実施
- 大学等との生涯学習に関するネットワークの構築による、情報の収集・共有・発信
- 他分野の市民団体同士のネットワークの広がりをもとにした交流機会の拡大や情報共有

(6) 図書館サービスの充実

- 生涯にわたる読書や学びを支援するための図書館資料の充実
- 自主的な学習活動や情報活用能力の向上を支援するための多様な学習機会の提供
- 電子図書館サービスの充実、ICT 環境の整備、非来館型サービスの拡大など図書館事業計画に基づく図書館サービスのさらなる充実
- 子どもが読書習慣を身に付け、知的好奇心を高めるための取組やイベントの実施

22 人権教育の幅広い展開



市民一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するには、多元的文化、多様性を認める「共生の心」をはぐくむための学習活動を、関係機関・団体や学校などと連携して実施することが重要である。人権を尊重する意識の高揚を図るために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権教育及び人権啓発を図る。

(1) 人権教育及び人権啓発の推進

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」に沿った施策の展開
- あらゆる機会を通じた人権に関する学習機会の提供
- 人権啓発のための各種イベント等の開催
- 人権に関する学習資料や啓発用視聴覚教材等の充実と利用促進

(2) 部落差別(同和問題)に関する学習活動の推進

- 部落差別(同和問題)についての正しい理解と解決に向けた学習機会の提供
- 市民交流の促進による人権尊重のまちづくりの推進

(3) 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の推進

- 「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の市民等への周知
- 「宇治市男女共同参画計画(第5次UJIあさざりプラン)」に沿った施策の展開
- 宇治市男女共同参画支援センターを拠点とする学習活動の推進
- 女性の自立支援のための情報提供及び相談業務の実施
- 女性に対するあらゆる暴力根絶のための啓発活動・学習活動の推進
- 各種団体、グループ活動への支援

(4) 子どもの人権を守るための学習活動の推進

- 児童虐待等から子どもを守る活動の支援
- 「児童の権利に関する条約」の啓発

(5) 高齢社会に向けた学習活動の推進

- 高齢者の人権についての学習機会の提供
- 世代間交流事業等を通じた相互理解の促進

(6) 障害のある人の自立と社会参加を目指した学習活動の推進

- 障害の種別や生活に即した学習・文化活動の充実・支援
- 障害及び障害のある人への正しい認識と相互理解を図るための学習機会の提供
- 障害のある人に関わりのあるボランティア活動の促進・支援

(7) 国際理解のための学習活動の推進

- 外国人差別を解消するための学習活動の充実・支援
- 言語や文化等を学習し、外国と外国人への理解を深めるための講座の開設

(8) さまざまな感染症・難病等に関する学習活動の推進

- さまざまな感染症・難病等についての正しい知識の普及を推進するための学習機会を提供
- さまざまな感染症・難病等についての差別や偏見等を解消するための啓発の推進

(9) その他の様々な人権問題に関する学習活動の推進

- インターネットによる人権侵害やLGBTQ等性的少数者に対する偏見など、その他の様々な人権問題を解消するための学習機会の提供

23 歴史と文化の継承・活用



「文化芸術基本法」、「古典の日に関する法律」及び「宇治市文化芸術振興条例」に基づき、本市の歴史・文化をいかして文化芸術施策の推進を図るとともに、市民の創造的文化活動の育成・支援を進める。

また、本市の豊かな歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、「文化財保護法」、「京都府文化財保護条例」並びに「宇治市文化財指定条例」の精神に基づき、文化財の保存・活用を図るとともに、歴史・文化に対する市民意識の向上に努める。

さらに、史跡「宇治川太閤堤跡」名勝「宇治山」及び重要文化的景観「宇治の文化的景観」の保存・活用並びに歴史的風致の維持向上に努める。

(1) 歴史・文化に対する市民の意識向上

- 学校教育や生涯学習講座等との連携による本市の歴史・文化に対する市民の意識向上
- 文化的景観の保存と市民への啓発
- 未指定文化財の調査に基づいた市指定文化財への指定
- 発掘調査の実施と発掘成果の公開
- 「宇治市歴史的風致維持向上計画(第2期)」に沿った事業の実施

(2) 歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用

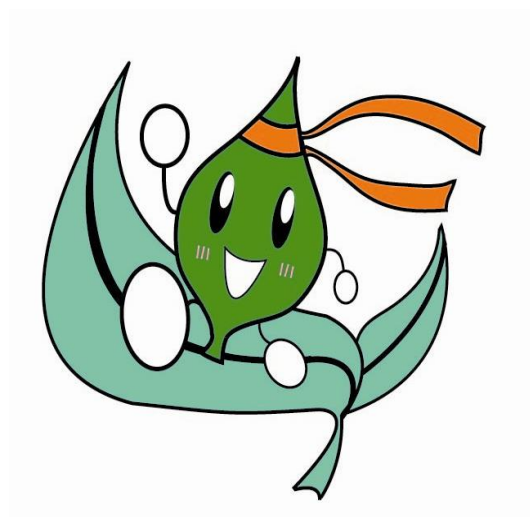
- 地域資源の活用を図る根幹となる歴史資料の収集・保存と調査・研究の推進
- 収蔵資料を活用、公開するためのデジタルアーカイブ導入
- 大学や研究機関との協働による調査・研究の推進
- 伝統文化や郷土芸能の継承と将来の人材育成

(3) 歴史資料館の充実・活用

- 歴史や資料の魅力を発信する特別展・企画展の開催
- 講座やワークショップ、アウトリーチ活動など、多様なニーズに応じた教育普及活動の実施
- 学校教育との連携

(4) 源氏物語ミュージアムの充実・活用

- 『源氏物語』を様々な視点で捉えた特別企画展や企画展の開催
- 古典文化の普及や観光・文化・芸術の振興を図るための講座やワークショップの開催
- 古典に関する学習機会の提供
- 施設整備機器の更新(工事)



「宇治市教育の日」シンボルキャラクター：ハチャ君

この学び 未来の私に プレゼント